

○野迫川村地域おこし協力隊設置要綱

平成29年 4月18日

要綱 第 1 号

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化等が進む本村において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、野迫川村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、村の職員及び住民と協力しながら、地域における次に掲げる活動を行う。

- (1) 農林業及び観光業の振興に関する活動
- (2) 特産品等地域資源の開発と販売促進に関する活動
- (3) 地域おこし及び地域活性化・コミュニティ維持に関する活動
- (4) 都市住民等との交流や移住・定住の促進に関する活動
- (5) 水道事業の施設・水源地の整備・水質管理や清掃に関する活動
- (6) 高齢者の見守り等住民の生活支援に関する活動
- (7) 地域情報化の推進に関する活動
- (8) その他村長が必要と認める活動

(隊員の任用及び身分)

第3条 隊員は、次の要件をすべて満たす者のうちから、村長が任用する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から本村に住民票を異動させた者(任用される前にすでに村内に定住し、住民票の異動が行われている者を除く。)
- (3) 普通自動車免許を有する者
- (4) 地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ積極的に活動する意欲がある者
- (5) 心身ともに正常な状態で、地域になじむ意思があり、誠実に職務が遂行できる者

2 隊員は、地方公務員法第17条に規定する一般職非常勤職員とする。

(任期)

第4条 隊員の任期は1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。ただし、初年度の任用期間については当該年度末までとする。

- 2 前項の規定により任用を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長するものとする。
- 3 村長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができる

ものとする。

(隊員の遵守事項)

第5条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 村長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 居住地及び活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (3) 活動時間外であっても本村の行事や風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに村長に届け出ること。

(賃金及び活動経費)

第6条 隊員の賃金は、村長が別に定める額とする。

- 2 村長は、第2条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支払うものとする。

(解任)

第7条 村長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、協力隊活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、隊員本人から退任の申出があったとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない行為等があったとき。
- (5) 協力隊活動に必要な的確性を欠くとき。
- (6) 協議なく住所を移したとき。
- (7) その他村長が不相当と認めたとき。

(守秘義務)

第8条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(村の支援)

第9条 村長は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の地域協力活動に関する総合調整
- (2) 隊員が活動を行う地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の地域活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、隊員の活動に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。